

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡京市長 中小路 健吾

市町村名 (市町村コード)	長岡京市 (209)
地域名 (地域内農業集落名)	長岡京市 (「浄土谷、粟生、井ノ内、今里」の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・小規模かつ不整形の農地が多く、また点在しており、担い手への農地集約が困難である。
- ・圃場が農道や水路に面していない、接続する農道が狭隘等、耕作条件不利農地が多い。
- ・農業者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地の増加が危惧される。
- ・イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害があり、継続した被害軽減対策が不可欠である。
- ・地域内の農業者が減少し、水路やため池等の農業用施設の維持管理が困難になってきている。
- ・宅地造成等による農地の周辺環境変化に伴い、近隣住民とのトラブル発生リスクが増加している（虫の発生、悪臭等）。
- ・特産のたけのこ生産は多くの手間が掛かり、重労働で、収穫にも熟練を要するため、特に後継者不足が顕著になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・需要に応じた米や他の高収益作物の生産を推進し、農業経営基盤の安定と発展を図る。
- ・地域振興作物として、たけのこのほか、地域輪作農法やソルゴー障壁、黄色蛍光灯を用いた「なす」、化学肥料の使用を軽減した「花菜」、ガラシャの瞳を商標登録した施設栽培の「ミディトマト」等の生産及びブランド力向上を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・浄土谷については、集落で話し合いを行い、担い手を見つけるために集落の一部を農業上の利用が行われる農用地等の区域とした。
- ・今里、粟生、井ノ内については、一団の地域での指定が難しく一筆単位で所有者、耕作者に同意を得られた場所のみ農業上の利用が行われる農用地等の区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営農規模の拡大に意欲的な地域内の担い手（認定農業者、認定新規就農者など）を軸に農用地の集積に取り組む。 ・ 地域外の担い手（新規就農者など）への農用地の貸付（継承）を検討する。 ・ その他（一団での利用を目指す浄土谷の地域については、随時情報発信しながら、就農希望者（法人を含む）を募る。）
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市、農業委員会等が広報媒体等で制度周知を継続的に行い、貸借を検討している農業者に農地中間管理機構を通じた権利設定を促す。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池、水路などの水利施設等について、改修や維持管理を担う土地改良区や農家組合と市が連携し、必要な改良・修繕に計画的に取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市、農業委員会、京都府、JAを含む農業関係者が連携し、新規就農者（後継ぎ含む）の確保・育成や、経営規模の拡大に取り組む農業者に対する支援等に取り組む。 ・ J A 京都中央長岡京茄子部会及び花菜部会等を通じ、地域振興作物の共同出荷や普及啓発に取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻生産の作業受委託の取り組みを継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、獣害防護柵維持管理等の防除対策や地元猟友会と連携した有害鳥獣捕獲を継続する。
- ⑦高齢化等により所有者が営農を継続できなくなった農地について、市や農業委員会、地元農家組合、JA等が中心となって利用調整を進め、農地集積を図るとともに耕作放棄地の解消に努める。
- ⑨NPO法人や市民グループ等と連携し、たけのこ生産竹林の再生や維持管理を図る。
学校給食や直売所、朝市、インショップ等による地産地消を推進する。
地域住民が農に触れる機会を増やし、都市農業への理解を深める。